

個人業者用

変更届出等書類一覧（知事免許）

令和7年2月1日現在

Table with columns for document type (届出事項), order (届出書類), and submission status (○/△/×). It includes a detailed '注意事項' section with 5 points regarding submission deadlines, copy requirements, and document organization. The table lists various forms like '住宅建物取引業者名簿 記載事項変更届出書' and '免許証書換交付申請書'.

備考 1 提出先は、宮城県土木建築宅地課調整班（県庁9階、電話：022-211-3242）です。

2 受付時間は、午前9時～11時、午後1時～4時です。

3 すべて窓口受付となります。ただし、従事者異動届のみの提出の場合は郵送可（2部+返信用封筒（定型110円切手貼付）が必要）とします。

4 協会に加入している業者が従たる事務所を設置した場合は、当課に供託に係る書類を除いた変更届書類一式を提出し受理された後、所属する協会が供託の手続きに入ります。協会での供託手続き完了後、協会より交付される弁済業務保証金供託届出書を当課に届け出ること。

5 様式ダウンロードページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/02takuken.html>